

特定事業契約書(素案)改正箇所整理表

	条 項	改 正 内 容	改 正 理 由
1	前文	寒川浄水場排水処理施設特定事業 「、」追加、「」を削除	特定事業選定に伴う事業名称の変更 誤植修正
2	第1条第4号	オペレーションマニュアルを新たに定義に加える。	オペレーションマニュアルの位置付け を明確化
3	第1条第6号	「さらに」の位置の変更	文言の整理
4	第1条第8号	機器更新履歴・修繕履歴を新たに定義に加える。	機器更新履歴・修繕履歴の位置付けを 明確化
5	第1条第13号	調査結果に「(生活環境影響調査業務委託報告書)」を追加	正式な報告書名を追加
6	第1条第28号	「寒川浄水場排水処理施設特定事業 業務要求水準書」	事業名の変更に伴う名称変更
7	第1条第46号	不可抗力の定義に回避可能性がないものに加える	不可抗力の定義の明確化
8	第1条第51号	本件工事費等の定義に支払利息を除くを加える	利息の取扱いを明確化
9	第4条	重複する表現を整理	文言の整理
10	第5条第1項	接続詞の追加	文言の整理
11	第6条第1項	商法の定義を記載	文言の整理(第74条から移動)
12	第8条第1項	県企業庁からの引渡 事業者の善管義務の順番に入れ替え	表現を時系列に整理
13	第8条第2項	排水処理施設及びその敷地を本件事業実施のため占有して使用できる旨加筆	事業者が排水処理施設を使用できる権限を明確化
14	第13条第3項 第4項	業者 事業者	誤植修正
15	第14条	設計図書及び竣工図書等の著作権規定の全面改正	著作権に関する規定の見直し
16	第16条第3項	県企業 県企業庁	誤植修正
17	第17条第5項	負人等 請負人等	誤植修正
18	第23条第2項	「、」削除	誤植修正
19	第25条第1項	避けることができない 通常避けることができない	規定の明確化
20	第25条第2項	不可抗力による損害額は累積で100分の1までとする旨別紙3として整理	不可抗力による損害額の累積の考え方を明確化
21	第26条第1項	不可抗力による損害額は累積で100分の1までとする旨、運営開始の遅延に伴うものは第36条第3項の規定による旨別紙3として整理	不可抗力による損害額の累積の考え方を明確化
22	第27条第3項	業者 事業者	誤植修正
23	第28条第1項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律を「」で囲う	表記の整理
24	第29条第1項	完工確認の前に「次条の」を追加	完工確認を明確化
25	第29条第2項 第3項 第4項	業者 事業者	誤植修正
26	第30条第1項	「(完工確認として) ...により確認する。」 ()内を追加した。	完工確認の意義を明確化
27	第30条第2項	企業庁 県企業庁	誤植修正

	条 項	改 正 内 容	改 正 理 由
	第4項 第5項		
28	第31条	「及びオペレーションマニュアル」を追加	施設引渡時にオペレーションマニュアルを提出させる
29	第32条第2項	ただし書きとして、「ただし設備及び機器の瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、引渡しを受けた日から1年以内に行わなければならない。」を追加	機械設備の瑕疵担保期間を1年間とした
30	第33条第2項	業者 事業者	誤植修正
31	第36条第2項	「年8.25%」 「年3.6%」	神奈川県公営企業財務規程の改正に伴うもの
32	第36条第3項	不可抗力による運営開始の遅延により、維持管理・運営費として支払うべき費用等が発生した場合にも100分の1ルールを適用する旨別紙3として整理	3ヶ月ルールの廃止 不可抗力による損害額の累積の考え方を明確化
33	第39条第2項	生成 発生	文言の整理、統一
34	第40条第4項	濃縮施設に括弧書き「(主体構造部であるコンクリート部分に限る。)」を追加	濃縮施設に係る県企業庁リスク分担部分の明確化
35	第41条第3項	「返送水が寒川浄水場に返送される場合、県企業庁は、当該返送水について受け入れを拒絶する。」 「返送水が寒川浄水場に返送される場合で、その返送水の水質が浄水工程に支障を生じさせると県企業庁が判断したとき、県企業庁は、当該返送水の浄水場への流入を防ぐため上澄水返送ポンプを停止することができる。」	返送水の受け入れを拒絶する場合について詳述
36	第43条第1項	生成 発生 ただし書きとして、「ただし、再生利用が困難な状況についてやむを得ないと県企業庁が判断した場合は、この限りでない。」を追加	文言の整理、統一 再生利用困難時の緊急避難を認める旨規定
37	第45条第1項	「もとに」 「基に」	文言の整理
38	第46条第1項 第1号 第2号 第2項	「毎」 「ごと」 「もとに」 「基に」 「を検討」 「の内容を確認」 業者 事業者	誤植修正 文言の整理 誤植修正
39	第48条	サービス購入料の支払方法の規定を別紙8の記載に整合させた	支払方法の記載の整理
40	第49条	「県企業庁に」を削除	文言の整理
41	第52条第1項 第2項	「避けることができない」 「通常避けることができない」 第三者に損害が発生した場合の、事業者負担額の上限を当該損害のうち各事業年度のサービス購入料のうち新設施設及び濃縮施設の維持管理・運営費及び脱水ケーキの再生利用業務費の合計額の100分の1とした、また、負担額は各年度ごとに累積し、次年度に繰越さないこととする旨別紙3として整理	規定の明確化 維持管理・運営期間中の不可抗力リスク分担の上限の設定 不可抗力による損害額の累積の考え方を明確化
42	第53条第1項	維持管理・運営期間中の不可抗力による損害等が発生した場合の、事業者負担額の上限を当該損害のうち各事業年度のサービス購入料のうち新設施設及び濃縮施設の維持管理・運	維持管理・運営期間中の不可抗力リスク分担の変更

	条 項	改 正 内 容	改 正 理 由
		営費及び脱水ケーキの再生利用業務費の合計額の100分の1とした、また、負担額は各年度ごとに累積し、次年度に繰越さないこととする旨別紙3として整理	不可抗力による損害額の累積の考え方を明確化
43	第55条第3号	埋立ての前に「県企業庁の承諾を得ず」を追加し、ただし書きとして、「事業者に帰責事由が存在しないことが判明した場合を除く」を追加	再生利用の契約解除要件の変更
44	第56条第2項 第57条第2項	「相当分」「相当額」「又は」の位置変更	誤植修正
45	第58条第2項	「年8.25%」「年3.6%」	神奈川県公営企業財務規程の改正に伴うもの
46	第58条第3項	「相当分」「相当額」「又は」の位置変更	誤植修正
47	第58条第4項	事業者が損害賠償を行える旨改正	誤植修正
48	第59条	「相当分」「相当額」「又は」の位置変更 出来高 県企業庁の評価に係る出来形	誤植修正 文言の整理
49	第60条	新施設設県企業庁 新施設設が県企業庁 「相当分」「相当額」、 出来高部分相応する 県企業庁の評価に係る 出来形部分の	誤植修正 文言の整理
50	第61条第3項	契約終了時に「業務要求水準書、提案書及び維持管理・運営仕様書に記載された県企業庁が求める水準を維持していることを確認するとともに、」を追加するとともに「新施設設及び濃縮施設の機器更新履歴・修繕履歴並びにオペレーションマニュアル」を求める。	契約終了時に業務要求水準を維持していることを確認する旨明確化 オペレーションマニュアルを施設竣工時の引渡書類としたことに伴う改正等
51	第62条第1項 第1号 第2項 第1号 第2号	「但し」「ただし」 生成 発生 事業者の不法行為に限定 承諾を得て埋立てする場合の手続きに改正	文言の整理 文言の整理、統一 再生利用困難時の緊急避難を認める旨 規定に伴う改正
52	第63条第2項	1号しかないことから、号区分を廃止（規定内容の変更なし）	号を本文に溶け込ませたことによる文言の整理
53	第65条第1項 第2項	「入札価格」「本件工事費等相当額」 本件工事期間中の()書き中の落字部分「維持管理・運営期間中においては、履行保証保険を付保する必要はないものとする。」を加筆	県企業庁の取扱いの変更に伴う改正 誤植修正
54	第70条	協議項目に「維持管理・運営期間」を追加	協議項目の明確化
55	第73条第2項	業者 事業者	誤植修正
56	第74条	商法の定義削除	文言の整理（第6条第1項に移動）

備考 新旧対照表は、資料8 - 7別添資料参照